

税制調査会（第2回国際課税ディスカッショングループ）終了後の記者会見議事録  
日 時：平成25年11月14日（木）15時00分～  
場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

#### ○記者

今日、国際課税について一步踏み出したということですが、国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）でも研究会から出された3案を元に今後議論していくことになるのでしょうか。その中でも案3を支持する意見も出されたと思いますが、その案3をメインに考えるという意味合いでしょうか。

あとスケジュール感について、財務省の藤井審議官から来春にという御発言もありました。この来春にという意味は8パーセント段階で制度を導入していくという意味でしょうか。来春段階でどこまで進めていくかというスケジュール感を教えてください。

#### ○田近座長

私が座長を引き受けている国際課税DGで、一つは、海外の会社あるいは非居住者の恒久的施設に対しての課税をどうするかという問題です。それと今日の国境をまたぐ役務の課税の仕方、その論点を今日のとおり示して、それを総会に持っていくというところで、第1回同様に問題を今日出したということです。

御質問に戻りますが、今日の国境をまたぐ役務課税について、3案のうちどれを選ぶか、今日のディスカッションで明らかのように、そこまではいっていません。むしろ、どれにするにも問題はあるが、今日議論したことは、もう少し実態を踏まえて議論していこうということで、どれをやってもパーフェクトな答えはない中で、現実的にはどう踏み出すかを探り始めたところです。

来春というのは藤井審議官の発言ですが、いつまでに税調でこれを議論してほしいということでやっているわけではありませんから、まずは今日の話をつまえて来月の総会に持っていきます。もちろん、こういう話ですから、産業界の人の御懸念も当然で、この問題をいつまでも持ち続けるわけにはいかないので、年明け、さらに議論を進めていきたい。その辺は会長の御意向のもとでやることになると思います。

#### ○記者

スケジュール感で、お尻がどこのあたりまでということをお今の段階では考えているわけではないのでしょうか。

#### ○田近座長

先ほど申し上げたように、今の段階ではそういうスコープのもとで動いているわけではありません。

#### ○記者

先ほどの質問とも関連するのですが、スピードの話なのですが、今日、委員から、

産業の空洞化等が懸念される中でスピードは重要だという話が出ていましたが、今日も暫定案から始めようという意見も出ていました。いつを目指して具体的に役務の課税をやろうとされるのか、それについて教えてください。

**○田近座長**

今、答えたとおりで、私は座長の立場で、1回目でこれ以上答えようがないですが、事務局からつけ加えることがあれば、どうぞ。

**○伊藤主税局税制第二課長**

課題山積なので、いろいろ実務の方の意見も聞いて詰めなければいけないし、後段でもありましたように、いろいろな統計情報、どのぐらいのマグニチュードを持った話なのかも宿題でいただきましたので、そういうこともしっかり作業させていただきたいと思っています。

**○記者**

今、出ていました統計ですが、ある程度の推計、ボリューム感が必要だろうという話が出ていましたが、これは12月2日の総会までに出されるのか、あるいはもっとロングスパンで出されるのか、その辺をお伺いできますか。

**○伊藤主税局税制第二課長**

やってみないとわからないところがあって、どういうアベイラブルな材料があるのか。もちろん今までもいろいろ見てはいるのですが、相当踏み込んでいかないと、これが果たして消費税が課されているかどうかは、一個一個のアイテムについてわからないので、統計情報としてどこまであるのかはやや難しいと思ってお答えをしたのですが、何か方策がないか検討することを宿題でいただいたということです。

**○記者**

関連ですが、藤井審議官の来春の真意を教えてください。

**○伊藤主税局税制第二課長**

事業者の方にいろいろな御意見を伺ったり、そういう作業を事務局としてさせていただく必要があるという意味ですが、なかなか時間もかかるという趣旨で申し上げたと思います。1～2週間で事業者の方の御意見を聞くというようなことはなかなか難しいので、そういう意味で、この国際課税DG、政府税調総会の進行もにらみながら事務作業を進めていかなければいけないという趣旨で申し上げました。

**○中里会長**

今日の議論でお分かりいただけたと思いますが、去年からもみにもんで、いろいろなことを想定して、私的な勉強会でしたが、細かいことを勉強してまいりました。やればやるほど、こうすればいいのだということがすっきりと方向性として打ち出せるようなものではないことをみんな実感するわけです。かといって、何もしないというわけにはいかない。そこを、苦労してまとめてあるのが報告書だと思います。

報告書としてまとめてありますが、みんなの意見が一致しているかという点必ずし

もそういうことでもない。問題点を幅広くピックアップして、やるとすればこんな方向が考えられることを出したということです。

今日、それを受けて、現場でどうなっているか、実態がどうなのかにに関してさらに調べるようにという御要望がありました。全くその通りだと思っていまして、今までやっているのですが、さらに続けていかなければいけないと思います。

先送りと言われる方もいますが、決してそういうことではなくて、技術的な点に関して、来年の税制改正には難しいかもしれないということです。決断すべきこと、情報を集めるべきことがいっぱいありますから、その後のスケジュール感について、来年の春くらいまでには、ある程度考えていければいいと思います。はっきり今の段階で言えるわけではないのですが、春は消費税率の引上げもありますし、この問題に関して、今よりはもう少しスケジュール感がはっきりするかなという感じですが、漠然とした感じではあります。前に行こうと努力していることを御理解いただけたらと思っています。

#### ○記者

中里会長、今のお話の確認ですが、来年4月の消費税率8パーセントに引き上げる時点ではなかなか作業が間に合わないのが難しいかもしれないが、その翌年、2015年を目指して作業を加速させていきたいという意味でしょうか。

#### ○中里会長

現場からのフィードバック、実態の調査に関して、どこまでやるかはなかなか難しいですが、できる限り精密にやったほうが良いと思います。やればやるほど問題が出てくるテーマですが、逃げるつもりは毛頭ありません。しかし、なかなか「こうだ」と打ち出せないものですから、スケジュール感も、今の段階で「こうだ」というのが簡単には申し上げられない。ですが、8パーセントに上がる時に、今よりもスケジュール感がもう少しはっきりしていなければ、これは国民の方に対しても申し訳ない。できるだけ頑張っていた上で、結論がどうなるのか、その段階になってみなければわからない点もあるので今申し上げるべきことではないと思います。御要望もありませんので、できる限り早く結論が出るように頑張りたいと思っています。いつになるかお約束できないで非常にじれているのですが、じれて始まる話ではないですから、こつこつやっていくということで、何か意図があって先延ばしとか、そういうことではなくて、一生懸命やっています。それを御理解ください。

#### ○記者

事務局資料で示されているB to CとB to Bの案のことでお伺いしたいことがあります。B to Bの案3では、B to BとB to C、両方行っている場合とB to Bだけの場合と場合分けをするという理解でよろしいでしょうか。

#### ○田近座長

そもそも何がBで何がCかが分からないというのが先ほど中里会長が言われた点で

す。取引を仕分けしたときに、いわゆるコンテンツ的にCだと、そして消費者に対応するようなものは登録、そうでないものはリバースチャージということです。私の理解している限り、概念的な整理を行った。具体的にB to Bを二つに分ける、分けないというのは、そこまでは今日の議論で明らかのように詰まっていない。それが中里会長の言われた、なかなか議論が収れんしないところだと思います。

したがって、B to Bに関する課税の仕方は、一体どういう形で考えられるか、パターンを示したところだと思います。

#### ○記者

追加の質問ですが、B to Cの考え方とB to Bの案3のB to BとB to C、両方行っているもの、これらはいずれも国外事業者に対して納税の義務を課すということですが、この二つの案は、基本的に仕組みは同じものでしょうか。

#### ○伊藤主税局税制第二課長

佐藤先生の資料の1ページ目、3案並べて書いてあって、これを見ていただくと、B to Cについては、いずれにしても国外事業者に申告納税義務を課さざるを得ません。それにB to Bをどのように組み合わせるかということですが。

ですから、事務局資料ではB to Cの案にB to Bの案1をくっつけるのか、案2をくっつけるのか、案3をくっつけるのかということで、佐藤先生の資料では、それをもって案1、案2、案3と書いてあるということです。

御質問の佐藤先生の資料の案3ですが、これは消費者に対しては、いずれにしても国外事業者に申告納税義務を課すということです。国内の課税事業者に対して国外から売る場合に、国外事業者によってサービスの内容によっては申告納税義務を課すし、別なサービスを提供している場合には、国内の課税事業者に納税義務を課すという、サービスの内容によってどちらが納税義務がかかるか分かれるという案で、これにB to Cの部分がくっつくという案になります。

#### ○記者

中里会長が先ほど来年春になるとある程度スケジュール感が今よりははっきりとするとおっしゃっていたのですが、それは来年春に導入時期を明確に判断することを目指して議論を進めていきたいという理解でよろしいでしょうか。

#### ○中里会長

その点も含めて、どの方式か、今よりははっきりすると思います。これは、これでいこうと思うとあらが見えてきて、やっているうちに絶望的と言う言い過ぎですが、かなりつらい気持ちになってしまいます。苦労とかつらい気持ちになってはいけないのですが、あちらを立てればこちらが立たずということで、御説明申し上げている段階でも、なかなかずっと頭に入る説明にもならないので非常に苦労してしまして、それをさらに大きな不正のないように制度を仕組んで、条文にしていくのは大変な作業です。やる以上は、幾ら暫定とは言っても程度問題です。かといって、隅から隅のこ

とまでやっているといつまでたってもできませんので、場合によってはある種政治的な判断にお任せするようなこともあるかもしれません。今はとにかく粛々と宿題をこなしながら一生懸命、去年からやってきたことをさらに細かいところまで勉強していく。それで皆様にも進行に応じて、できるだけ隠すことなく、そのときの状況をお伝えするという、これが一番いいのではないかと考えています。

○記者

先ほどの話だと、国際課税DGを今回2回やって、それで総会をやる。さらに、来春に向けてまた国際課税DGを続けるということですか。

○中里会長

宿題がどのくらい、その間にでき上がるかにもよると思います。

○記者

もしかして、やらない可能性もあるのですか。

○中里会長

なるべく急いで宿題をやらなければいけません、とにかく、今、決まっているのは、12月2日に総会を開くということまでです。その総会で、その先のことが今よりは明らかになると思いますが、国際課税DGを閉じてしまうわけではありませんから、それはそのまま置いておきます。いつ開くか、何回開くかということに関して、もうしわけありませんが、今の段階では申し上げられないのです。

[閉会]